

(総務委員会)

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第一号) (衆議院送付) 要

旨

本件は、放送法第七十条第二項の規定に基づき、日本放送協会の令和八年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、収支予算

一般勘定事業収支は、事業収入が六千八百八十億円、事業支出が六千八百七十一億円で、六百九十億円の収支不足となる。この不足額については、還元目的積立金の一部をもって補てんすることとしている。

二、事業計画

経営計画の最終年度である令和八年度は、協会の使命である健全な民主主義の発達に資するため、情報空間の参照点となる正確で信頼できる情報の放送及びインターネットによる提供並びに信頼できる多元性確保への貢献を基軸として、経営計画の確実な達成に向けた事業運営を推進するとし、構造改革を進めながら適切な資源配分を行い、コンテンツの質と量を確保するとともに、命と暮らしを守る報道の深化、多

様で質の高いコンテンツによる公共的価値の創造、国際発信の質的充実のほか、全国ネットワークを生かした地域の課題や魅力の発信、人にやさしい放送・サービスの充実、新たな営業アプローチの強化、受信料外収入の増収確保、NHKグループ全体でのガバナンスの強化、アカウンダブルな経営の徹底、二元体制による放送ネットワークの効率化及びメディア産業全体の多元性確保への貢献のための還元目的積立金の活用、老朽化した地域放送会館建替えの検討等に取り組むとしている。

三、資金計画

資金計画は、受信料等による入金総額八千八百九十九億円、事業経費、建設経費等による出金総額八千二百一十億円をもって施行する。

四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、予算の執行に当たっては、公共放送として提供する放送番組の質を維持しつつ、事業経費の一層の合理化・効率化に取り組むこと、重要な公共インフラを提供する者として、引き続き将来の災害に備えること、放送という手段に加え、インターネットを通じて放送番組を国民・視聴者に提供すること等が求められる旨の意見が付されている。